

14. 鹿嶋市図書館嘱託職員要綱

平成26年12月12日
教委告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿嶋市立図書館及び鹿嶋市立学校図書館（以下「図書館」という。）の円滑な運営を図るため、鹿嶋市一般職の嘱託職員規則（平成18年規則第24号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、図書館嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 嘱託職員は、「司書又は司書補の資格を有する者若しくは同等の経験及び知識を有すると認められる者」の中から、教育委員会が任用する。

(職務)

第3条 嘱託職員は次の業務を行うものとする。

- (1) 図書館電算システムに係る図書館資料のデータ作成に関すること。
- (2) 図書館資料の収集及び整理・保存に関すること。
- (3) 図書館資料の利用及び相談指導に関すること。
- (4) 関係機関等との連携及び協力並びに図書資料の相互貸借に関すること。
- (5) その他所属長が指示する事項

(任用の更新)

第4条 規則第7条に規定する勤務実績が良好であるとは、第7条に規定する評価基準の評価がB以上である場合とする。

(勤務時間)

第5条 嘱託職員の勤務日及び勤務時間は、1週間当たり5日以内かつ31時間とし、その割り振りは職務に応じて所属長がこれを定める。

(報酬)

第6条 規則第14条に規定する報酬月額の基本は、鹿嶋市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第9号）第5条別表に定める行政職給料表1級21号給から1級28号給に定める額の範囲内とし、職務内容等を考慮して任命権者が定めるものとする。

(評価基準)

第7条 規則第7条に規定する勤務成績の判断は、次表の評価基準に基づき行うものとし、評価の方法等は、別に定める。

行動の水準	評価
特に優れている	S
優れている	A
標準	B
劣る	C
特に劣る	D

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
(既存要綱の廃止)
- 2 鹿嶋市立図書館嘱託職員設置要綱（平成18年教委告示第7号）及び鹿嶋市立学校図書館嘱託職員設置要綱（平成19年教委告示第5号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行前に前項に規定する従前の要綱の規定により任用された嘱託職員は、この告示の規定により任用されたものとみなす。